

公 安 第 6 9 号

令 和 8 年 2 月 2 5 日

万博記念公園トライアスロン実行委員会

実行委員長 豊岡 示朗 殿

公益財団法人 スポーツ安全協会

会 長 布 村 幸 彦

(公印省略)

令和8年度スポーツ活動等普及奨励助成事業
(スポーツ活動普及事業) について (通知)

標記助成事業について、下記のとおり『採択』と決定しましたので通知します。

事業実施に当たっては、別紙1「今後の手続きについて」及び別紙2「事業実施上の留意事項について」を踏まえて、活動の充実及び周知等に努めてください。

記

- 1 助成対象事業 : 第4回万博記念公園トライアスロン大会
- 2 助成交付金額 : 300,000 円
- 3 助成対象期間 : 令和8年4月1日から令和9年3月10日までに実施される活動
- 4 採択条件 (対応については、別紙1「今後の手続きについて」を参照)
 - ・該当なし

<問合せ先>

(公財) スポーツ安全協会 根本、高橋
電 話 : 080-8025-3002 (平日 10 時~16 時)
E-mail : josei@spoan.or.jp

別紙1

今後の手続きについて

以下について、Graainの「採択後手続き」から必要事項の記入又は関係書類等を
令和8年3月31日(火)までに提出してください。

1. 振込口座登録

振込口座の情報を入力欄に記入

助成金の交付：令和8年6月上旬

(助成金交付日については、後日Graainの「お知らせ」にて連絡します。)

2. 広報用資料（ホームページ掲載用）

次の資料等を入力又は添付してください。

①事業紹介文：入力欄に記入

②活動の様子が分かる資料（写真、イラスト等）：横長版1枚、添付

③事業の概要が分かる資料（ポンチ絵、ポスター、チラシ）：1枚程度、添付

※②、③については、令和7年度事業を参考に、当協会HPの閲覧者が事業に興味を持ってもらえるよう工夫してください。

※参考：<https://www.sportsanzen.org/sports/introduction.php>

(該当する団体)

3. 事業予算書等の提出

次の資料等を入力又は添付してください。

(1) 助成交付金額が申請額を下回る場合

申請済の予算書を修正し、**資料添付 (Excel版)**して提出してください。

(2) 採択条件が付いている場合

公ス安第69号通知の「3採択条件」が付されている場合は、その対応について回答してください。様式は自由ですので、提出する際は**回答欄に直接記入又は資料添付 (PDF版)**で提出してください。

Graain の確認方法



- ①赤丸が点灯している「To Do」リストをクリック。
- ②リストが表示されるので、「To Do 一覧へ」をクリック



- ③提出書類が表示されるので、クリックして対応してください。
提出期限：令和8年3月31日（火）

別紙2

事業実施上の留意事項について

令和8年度スポーツ活動等普及奨励助成事業については、当協会助成事業審査委員会において、多くの人々がスポーツ活動に親しむ機会を普及・奨励する観点から、事業の実施体制、事業計画に基づき、実現可能性、安全性及び助成金終了後の持続可能性等を基準に選考しました。

つきましては、以下の点に留意の上、事業を実施してください。

I 助成（事業実施）期間

令和8年4月1日から令和9年3月10日までに実施される活動

※令和9年3月11日以降の実施分は助成対象外となります。

II 採択必須条件

1. 事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者が生涯を通じてスポーツに親しむ契機となるよう努めること。
2. 参加者が安全・安心に参加できる状況で実施すること。傷害保険や賠償責任保険など活動に応じて必要な保険に加入すること。
3. 助成対象に採択された事業は、別添「助成金採択団体の皆様へ」を参照の上、ホームページや関係資料等に明示すること。
 - ・開催要項、看板、プログラム等には、『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ普及奨励助成事業』の記載をすること。
 - ・大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告を掲出すること。
 - ・大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナーを貼付すること。
 - ・開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「スポーツ安全保険の広告チラシ」を配布すること。
 - ・SNS等を活用した活動の周知・広報を行うこと。情報発信する場合は、以下のハッシュタグ（2つ）を必ず付してください。
#スポあん助成 #スポーツ活動
4. 助成対象事業の計画に変更・中止が生じた場合は、速やかに連絡すること。

III 留意事項

1. 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ①対象事業を中止又は廃止した場合
 - ②報告書の提出を怠った場合
 - ③提出書類に虚偽の記述を行った場合
 - ④決算で助成率が1/2を超えた場合

⑤決算で剰余金が生じた場合

⑥上記「Ⅱ.採択必須条件」の取り扱いを怠った場合

2. 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

IV 助成事業終了後の手続き

1. 実績報告書の提出 Graain (グラライン、電子申請システム)

・事業報告書は、Graain から提出すること (郵送、メール不可)。
手続き方法等については、別途「お知らせ」にて連絡します。

2. 提出期限

事業終了後 30 日以内若しくは翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日 (厳守)

3. 関係書類の保存期間

事業報告書は、事業年度終了後より 7 年間保存すること。また、領収書等の証票書類は、支出ごとに整理し、同じ大きさの台紙 (ノート、コピー用紙等) に貼付し、保存すること。

なお、これらの書類は必要に応じ提出を求められることがある。